

教保体第388号
令和3年5月27日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長

埼玉県教育委員会教育長

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添（写）のとおり事務連絡がありました。

つきましては、下記を参考にしていただき、児童生徒の学校生活における安全確保に万全を期すとともに、万一の事故発生時における適切な事故対応についてよろしくお願ひいたします。

なお、別添（写）及び学校事故対応に関する指針には、負傷や疾病の治療に要する期間が30日以上の場合は報告すると示されていますが、市町村立小・中学校におきましては令和3年2月15日付け教生指第571号「児童生徒事故報告実施要領の一部改正について（通知）」、県立学校におきましては令和2年2月19日付け教県第815号「職員、児童生徒等の事故報告について（通知）」のとおり、10日以上の欠席を要すると判断された場合及びその他の関係通知によりこれまでどおり御報告くださるようお願ひいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下関係各学校等への周知につきましても御配意いただきますようお願ひいたします。

記

1 基本調査の速やかな実施及び保護者への丁寧な説明について

学校は、事故発生後速やかに基本調査を行うとともに、その結果及び経過については被害児童生徒等の保護者等に十分な説明を行うことが必要であること。

また、事故発生後は、保護者の心情に配慮しながら、丁寧なコミュニケーションを心がけ、保護者との継続的な関係性を構築することが重要であること。

2 詳細調査への移行判断および実施について

詳細調査への移行の判断は、基本調査の報告を受けた学校設置者が、指針の「3-3 詳細調査への移行の判断」（別添の「学校事故対応に関する指針」抜粋を参照）を踏まえ、被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮し適切に行う必要があること。

また、調査の実施にあたっては、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する調査委員会を設置し行うこと。

県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 関口 衛
電 話 048-830-6964
F A X 048-830-4971



写

3文科教第218号
令和3年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
専修学校を置く各國公立大学法人
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司
(公印省略)

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）

学校事故の対応に関しては、平成28年3月31日付け27文科初第1785号「学校事故対応に関する指針」の公表について（通知）及び平成28年12月21日付け文科初第1261号「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）により、「学校事故対応に関する指針」（以下「指針」という。）に基づく事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応や事故発生後の速やかな調査・検証等の実施をお願いしてきたところです。

多くの学校及び学校の設置者等におかれでは、指針に基づき既に適切な対応がなされていることと思いますが、指針の趣旨・内容に関する認識が十分でないと思われる例が見受けられます。学校事故に対して適切な対応を行うため、学校、学校の設置者及び地方公共団体の担当部局において、指針に関する理解を一層深めていただく必要があります。

各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれでは、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ）及び域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県知事におかれでは所管の私立学校に対し、附属学校を置く各國公立大学法人学長におかれでは、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、所管の学校設置会社及び学校に対して、下記の事項を踏まえた適切な対応が行われるよう御指導願います。

記

- 1 基本調査の速やかな実施及び保護者への丁寧な説明について
学校は、事故発生後速やかに基本調査を行うとともに、その結果及び経過について被害児童生徒等の保護者等に十分な説明を行うことが必要であること。
また、事故発生後は、保護者の心情に配慮しながら、丁寧なコミュニケーションを心がけ、保護者との継続的な関係性を構築することが重要であること。
- 2 詳細調査への移行判断及び実施について
詳細調査への移行の判断は、基本調査の報告を受けた学校設置者が、指針の「3－3 詳細調査への移行の判断」(下記の「学校事故対応に関する指針」抜粋を参照)を踏まえ、被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮し適切に行う必要があること。また、調査の実施にあたっては、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する調査委員会を設置し行うこと。
- 3 都道府県教育委員会等の指導・助言及び国への報告について
学校及び学校の設置者における対応が不十分であると考えられる場合には、都道府県教育委員会又は私立学校担当部局等は、指導・助言を行うことにより、適切な対応を促す必要があること。
また、都道府県・指定都市教育委員会又は私立学校担当部局等は、学校及び学校の設置者による事故報告を徹底させるとともに、学校の管理下における死亡事故が発生した場合には、速やかに国まで一報を行うこと。
なお、基本調査の結果や詳細調査への移行状況についても国に情報提供を行うこと。

<参考資料>「学校事故対応に関する指針」抜粋

3-3 詳細調査への移行の判断

(1) 詳細調査への移行の判断

- 「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。
 - 詳細調査への移行の判断は、基本調査の報告を受けた学校の設置者が行う。その際、私立・株式会社立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言を行うこととする。
 - 詳細調査に移行するかどうかの判断については、「(2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考としながら、例えば外部専門家等の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい。
 - 詳細調査の移行の判断に当たっては、学校の設置者は被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮する。
- (2) 詳細調査に移行すべき事案の考え方
- 原則全ての事案について詳細調査を行うことが望ましいが、これが難しい場合は、少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する。
 - ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合
 - 教育活動とは、体育をはじめとした各教科活動、運動会などの学校行事、部活動などの課外活動等である。

<添付資料>

- 「学校事故対応に関する指針」に基づく事故発生後の取組の流れ

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-5253-4111（内線 2966）
E-mail：anzen@mext.go.jp

「学校事故対応に関する指針」に基づく事故発生後の取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有(情報の集約・周知)
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告)

学校の設置者による詳細調査
への移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置